

議会運営委員会協議事項

令和7年12月25日（木）

午前9時30分

会場：取手市議会議場

1. 議案の付託について

2. その他

議員提出議案第 1 号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を別紙のとおり，取手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出
する。

令和 7 年 12 月 25 日

取手市議会議長 山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 加 増 充 子

〃 〃 本 田 和 成

提案理由

期末手当の額等について議員報酬条例に直接規定するとともに，人事院の勧告等を
踏まえた期末手当の増額を行わず据え置くため，本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（期末手当）</u> <u>第 5 条 議長、副議長及び議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、期末手当を支給する。基準日前 1 か月以内に死亡した者についても、同様とする。</u> <u>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、死亡した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 172.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> <u>（1） 6 か月 100 分の 100</u> <u>（2） 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80</u> <u>（3） 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60</u> <u>（4） 3 か月未満 100 分の 30</u> <u>3 前 2 項に定めるもののほか、議長、副議長及び議員に支給する期末手当の支給方法については、一般職の職員に支給する給与の例による。</u>	<u>（期末手当）</u> <u>第 5 条 議長、副議長及び議員の期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給期日については、取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年条例第 85 号）の適用を受ける市長等の例による。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職しない議長、副議長及び議員（これらの日前 1 か月以内に死亡した者を除く。）に対しては、期末手当を支給しない。</u>

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。